

第4章 関税

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

関税は代表的な貿易障壁であり、WTO では、加盟国が交渉を通じて相互に関税を引き下げていくことを目指している。こうした動きを規律する法的規律を概観する前に、ここでは、関税の定義、機能、要素(関税率、関税分類、関税評価)について説明する。

①関税とは

関税とは、物品の輸出入に際して課せられる税金を指すが(注1)、物品の輸入に際して課せられる輸入関税を指すのが一般的である(注2)。

(注1) ガット第1条では、一般的最恵国待遇の対象として「customs duties and charges of any kind imposed on or in connection with importation or exportation・・・」と規定しており、輸入に対する関税と併せて輸出に対する関税も想定している。

(注2) 我が国の関税定率法第3条では、「関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、・・・」と規定しており、関税は輸入貨物にのみ課することを明らかにしている。

②関税の機能

関税には、財源機能、国内産業保護機能、貿易歪曲効果是正機能(制裁機能)の3つの機能があると考えられる。

財源機能とは、関税収入が国の財源となる側面に着目した場合の機能である。かつては関税の機能として、この財源機能が重視されたが、経済の発展

と内国税の体系整備により、先進国においては、その重要性は低下している。例えば、我が国における関税収入額は約 9000 億円であり、国税収入に占める関税収入の割合は 1.8 % である (2001 年度決算ベース)。他方、開発途上国においては、なお関税の財源機能が重要である国もある。

国内産業保護機能とは、関税により、競合する輸入品に不利となるよう競争条件を政策的に変更し、国内産業を保護する機能である。事実、各国の関税率をみると、それぞれの国内産業の競争力を相当程度反映しているものと考えられる。なお、市場アクセスと国内産業保護とのバランスを図る観点から、一定の数量までは無税又は低税率 (一次税率) の関税を適用し、当該数量を超える輸入については比較的高税率 (二次税率) の関税を適用する関税割当制度が採用されている場合もある。

WTO 上は、国内産業保護手段として、数量制限が原則として禁止される一方、関税による保護は認められている (注 3)。これは、数量制限よりは望ましいと理解されてきたことによる (後述 (3) 参照)。

貿易歪曲効果是正機能 (制裁機能) とは、貿易歪曲効果を有する措置への対抗策として関税が用いられる場合の機能である。例えば、ガット第 6 条の実施に関する協定 (AD 協定) において、ダンピングが行われていると認められる場合にアンチ・ダンピング関税によりその是正が図られる場合や、補助金協定において、交付は禁止されていないが輸入国の国内産業に損害を与えている補助金に対して相殺関税が課される場合がこれに当たる (第 5 章「アンチ・ダンピング措置」及び第 6 章「補助金・相殺措置」を参照)。

(注 3) ガット第 11 条では、「加盟国は、・・・関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない」と規定し、数量制限を禁止する一方で関税賦課は認めている。

③関税率

関税措置においては、言うまでもなく関税率が重要な要素となる。

上述のような 3 つの機能を有する関税であるが、関税賦課は世界経済全体

の厚生を低下させる可能性をはらむ。そのため、1947 年以来、ガットの下で、関税率の水準が逐次引き下げられてきた。これは、各国が関税交渉（最近のウルグアイ・ラウンドを含めた数次のラウンド交渉）により関税率の上限（これを「譲許税率」という。また、譲許税率を上限として実際に適用される関税率を「実行税率」という）を相互に引き下げることで実現されてきた。また、ウルグアイ・ラウンド以後、セクター別の関税率引下げの努力が行われ、ITA（Information Technology Agreement）による情報技術製品の関税撤廃等の成果をあげている。

なお、ウルグアイ・ラウンドの結果、我が国の鉱工業品の最終平均譲許関税率（貿易量加重平均）は 1.5 % となり、米国 3.5 %、EU 3.6 %、カナダ 4.8 % と比較しても相対的に低い水準となっている。

＜参考 1＞ 主要各国の関税率の状況

	日 本	米 国	E U	カナダ
全品目平均譲許税率	4.8 %	3.8 %	7.2 %	5.0 %
鉱工業品平均譲許税率	1.5 %	3.5 %	3.6 %	4.8 %

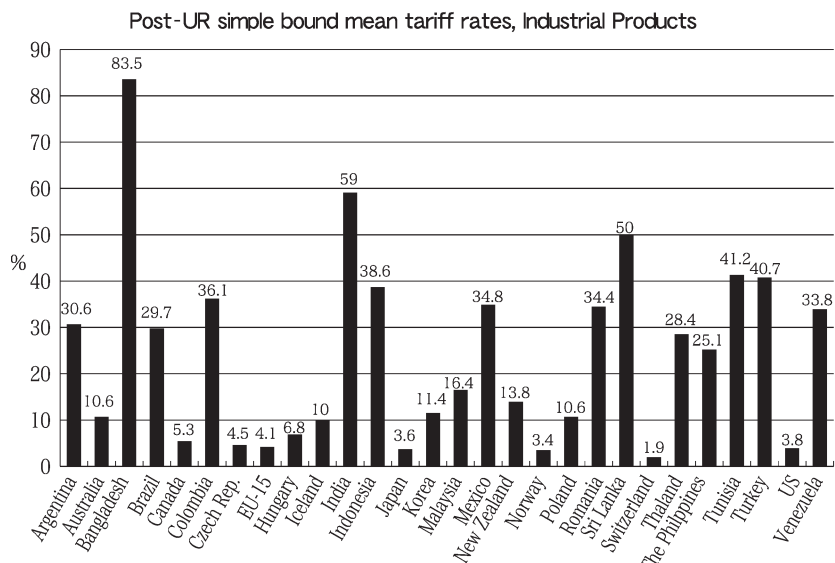
※平均譲許税率は、1999 年時点における譲許税率の単純平均。

※鉱工業品（注）については石油（Petroleum）を除く貿易加重平均。

なお我が国のデータは石油、林・水産物を除いて計算。林・水産物を含む場合は 1.7 %。

（注）鉱工業品とは、農業協定対象品目以外の品目であり、林・水産物を含む。

＜参考2＞ 鉱工業品の最終譲許税率（単純平均）



※資料：OECD「REVIEW OF TARIFFS SYNTHESIS REPORT」（1999）

④関税分類

関税率とともに関税制度の基本となる要素が、関税分類である。

各国の関税賦課の基準となる関税率表は、物品ごとに割り当てられた関税分類番号と、それぞれの番号に対応する関税率とから成っており、関税分類の在り方は具体的な関税賦課に際して極めて重要な意味を有する。恣意的な運用がなされれば、関税率の引下げを事実上無効化してしまうのである。

関税分類については、ガット上の規定はなく、かつては各国が独自の制度を有していたが、貿易拡大に伴い統一化の必要性が認識され、1988年に関税協力理事会（Customs Co-operation Council：CCC、通称 World Customs Organization：WCO）において「商品の名称及び分類についての統一システム（HS：Harmonised System）」が策定された。

HS条約加盟国は、自国の関税率表における品目表及び統計品目表をHS条約附属書の品目表（HS品目表）に適合させる義務があり、我が国において

も、関税定率法、関税暫定措置法の別表と輸出入統計品目表は、これに適合している。

本条約には、我が国、米、EUなどの主要国を含む世界102か国及び地域が加盟しており、また、本条約に未加盟であるものの実質的に導入している国を含めると、約180か国及び地域が自国の関税率表としてHS品目表を採用し、現在では関税番号で6桁までの関税分類が世界の大半の国において統一されている。

HS品目表は、国際貿易の実態を踏まえて作成されているものの、技術革新による新規商品の登場、国際貿易の態様の変化等に対応するため、これまでに3度（1992年、1996年、2002年）改正されている。

なお、現在HS委員会では、2007年のHS品目表改正に向けた会合が2000年11月より開始されており、特にIT関連機器等の分類について、我が国としても注視していく必要がある。

⑤関税評価

関税の賦課に際しては、賦課の基準額を査定する関税評価も重要な要素となる。

仮に、関税賦課の基準額を各国が恣意的に認定すれば、関税率の設定は無意味となってしまう。そこで、関税評価については、ガット第7条及びガット第7条の実施に関する協定（関税評価協定）により、国際ルールが定められている（注4）。

なお、同協定の実施に関しては、同協定第20条等に基づき、開発途上国については他の加盟国の同意に基づき一定期間の猶予期間を設けることが認められており、2002年1月現在、約20か国が実施を延期している。

（注4）関税評価協定第1条では「輸入貨物の課税価額は、輸入貨物の取引価額・・・に第8条の規定による調整を加えた額とする」と規定し、現実の支払価額を基本とすることを明らかにしている。また、第2条では、例外的に同種貨物の取引価額によることができる旨規定されてい

る。

さらに、第7条においては、課税価格の決定の際に用いてはいけないもの（禁止事項）が列記（輸入国で生産された貨物の販売価格、最低課税価格等）されている。

(2) 法的規律の概要

WTOは、数量制限を原則として禁止する一方で関税賦課を容認しつつ、加盟国が関税交渉を通じて、品目ごとに（原則として関税分類ごとに）、関税率の上限を約束し（この約束を「譲許」という）、逐次その上限税率（譲許税率）を引き下げることによって、関税障壁を削減することを目指している。

①ガット上の規律

ガット第2条は、加盟国に対して、譲許税率より高くない関税率の適用を義務づけている。また、ガット第28条は、加盟国が譲許税率の引上げや撤回を行うためには、譲許について直接交渉した加盟国や主要供給国との交渉・合意と、その譲許の変更に実質的利益を有する当該製品の主供給国等との協議を条件とする旨規定している。

②関税分類に関する規律

関税分類については、上述のHSを定めたHS条約第3条1項において、締約国がHS分類の部、類、項又は号の適用範囲を変更しない義務を規定し、HSの統一的運用の確保を図っている。HS分類は、技術開発の進展等を反映して定期的に見直されるものだが、その結果、品目の分類が変わって譲許税率が引き上げられる結果となる場合には、ガット第28条の交渉が必要とされている。

③「譲許」の重要性

以上から明らかなように、譲許税率が高いことや、そもそも譲許しないこ

とは、WTO ルール上は問題とならない。譲許税率の範囲内で実行税率を引き上げることや、非譲許品目の税率を引き上げることも、WTO ルール上は許容される。

しかしながら、ルール上許容されるからといって突然関税率を引き上げるといった措置が取られると、貿易への悪影響は免れないことは当然である。

また、先に述べたとおり、譲許を通じて関税率の引下げを図っている WTO の前提からしても、譲許は不可欠のプロセスである。

こうした観点から譲許の重要性は強調されるべきであるが、ウルグアイ・ラウンド後の鉱工業品の譲許率（全譲許品目の輸入額／全輸入額×100）をみると、我が国や米国、EU、カナダではほぼ 100 % となっているが、韓国 89 %、インドネシア 92 %、タイ 70 %、マレーシア 79 %、シンガポール 73 %、香港 23 % 等となっており、相対的に低い水準となっているケースも散見される。

なお、譲許の際には、予見可能性を高めるとの観点から可能な限り譲許税率を実行税率の水準にそろえるべきである。途上国においては一般的に譲許税率と実行税率の乖離が大きくいつでも譲許税率までの引き上げが可能となっている。このことは予見可能性の観点から問題であり、このような実行税率より高い率での譲許は是正されるべきである。先進国についてはほとんど乖離はない。

(3) 経済的インプリケーション

ここでは、関税が数量制限よりもなぜ望ましい措置として理解されてきたのか、関税率の引下げがなぜ望まれるのか、といった問題について基礎的な経済的分析を加える。また、これらの分析を踏まえ、WTO における関税引下げの国際交渉の重要性について指摘する。

① 関税の効果

輸入関税賦課の最も基本的な効果は、当該国における国内価格上昇である。

いわゆる「小国」（国際価格に影響力を有しない国）の場合、関税分だけ価格が上昇する。他方、いわゆる「大国」（国際価格に影響力を有する国）の場合には、関税による需要減少が国際価格を低下させるため、実際の価格上昇は関税分よりも低くなる。

この国内価格の上昇は、輸入財の国内生産を拡大させると同時に、その財への需要を抑制することになる。つまり、関税によって、生産者は利益を得るが、消費者は損失を被ることになる。また、当然のことながら、輸入国政府は関税収入を得る。

このように関税は異なるグループに異なる利益と費用をもたらし、これらの大小関係が輸入国全体としての経済厚生の変化を決めることになる。経済厚生は、関税賦課が国際価格に影響を与えない「小国」の場合は必ず下がるが、関税の賦課が国際価格の低下につながる（すなわち交易条件の改善がある）「大国」の場合には上がるケースもある。とくに、関税が十分に低い場合には交易条件の改善による利益は常に費用を上回り、厚生を最大化する最適関税が存在することが知られている。しかし、自国の交易条件の改善は外国の交易条件の悪化をもたらしており、外国の経済厚生を低下させることになる。したがって、場合によっては、外国の報復措置を招きかねない。

なお、輸入した原材料を用いて生産を行っている場合には、通常、最終製品に対する関税率だけで最終製品の保護水準とみなすことはできない。この場合、原材料に対する関税率も考慮する必要がある。すなわち、原材料に対する関税率の方が最終製品に対する関税率よりも低い場合には、最終製品の実際の保護率は最終製品に対する関税率よりも高いと考えるべきである（このように、原材料に対する関税率も考慮した保護率を「有効保護率」とよぶ）。したがって、関税率が低くとも、国内産業保護機能が十分に機能する場合があることに注意が必要である。

②数量制限の効果（「第3章 数量制限」参照）

数量制限には様々な形態があるが、その代表的な形態である輸入割当につ

いて考えると、理論的には、その効果は輸入関税と同じく、輸入水準の低下と国内価格の上昇である（同等性定理）。

輸入割当が輸入関税と異なる点は、輸入国政府が収入を得ず、輸入割当のライセンスを得た者が超過利益（割当レント）を得ることになる点である（しかし、ライセンスをオークションによって輸入業者に売り渡せば、理論上は関税収入と同額の政府収入を得ることになる）。

なお、国内市場が完全競争にない場合（たとえば独占の場合）、市場が成長している場合、商品価格に変動がある場合などには、一般に数量制限の方が市場歪曲効果が大きく、同等性定理が成り立たないことが知られている。

③輸入関税が数量制限よりも望ましい理由

前述のとおり、WTO ルールでは数量制限が原則として禁止される一方、関税による保護は認められている。これは、政策の施行が不透明になりがちな数量制限（たとえば相手先と数量が恣意的に決定されがちになる）よりも関税の方が交渉を通じた引下げが容易であること、数量制限では国際価格の変化や為替変動にかかわらず輸入量が一定に制限されること、輸入割当の公平性が担保されないことへの警戒、といった点が根拠となっているものと考えられる。さらに、関税であれば、効率化によるコスト改善により輸出側で対応できる可能性がある点も、数量制限よりも関税の方が望ましいと理解されてきた根拠である。

④関税引下げの正当化根拠

WTO は、数量制限を原則として禁止し、関税による産業保護を認める一方で、加盟国が交渉を通じて関税を逐次引き下げていくことを目指しているが、関税引下げの正当化根拠は、経済的には次のように要約される。

すなわち、関税引下げは、関税賦課による価格システムの歪曲を通じた効率性喪失（いわゆる死荷重）を低減する。また、市場保護の程度を減ずることにより市場が拡大すると、輸出国の生産者は規模の利益を享受でき、経済

全体としてもメリットが生じる。

このような議論に対しては、「大国」においては交易条件改善によるメリットがある（最適関税の議論）との反論や、国内市場の失敗が存在する場合には関税が厚生を高めるとの反論がある。

しかし、最適関税は相手国の犠牲のもとに厚生を増大させるため世界全体の厚生が自由貿易に比べて低くなることや相手国が報復措置をとった場合には結局経済厚生が自由貿易の状態より悪化する可能性があることが知られている。また、国内市場の失敗には関税以外の対内政策、すなわち市場の失敗を直接是正するような政策を割り当てた方がよいとされている。

⑤関税による所得再分配と国際交渉の重要性

以上のように、経済的にみると、基本的には関税引下げが経済効率性を向上させる等のメリットを有すると考えられ、関税率は低減されることが望ましい。

しかしながら、現実には関税を完全に撤廃するケースはまれである。各国の関税実態をみると、社会全体での厚生増加を目的として低減するのではなく、むしろ所得再分配を目的として関税が賦課されている場合も多いからである。これは、様々な利益団体の行うロビー活動など政治的な意図による影響が少なからず反映しているものと思われる。

このように国内的要因によって関税が賦課されている場合、経済学的な社会全体の厚生増大を理由として自発的な関税引下げを実現することは困難である。

ここに、WTOの基本的な考え方である国際交渉による関税引下げの重要性がある。国際交渉を通じて相互に利益を与えることを条件とすれば、関税引下げを通じたより自由な貿易が実現できるのである。

＜参考3＞ウルグアイ・ラウンドによる各国鉱工業品の関税率、譲許率の変化

		日本	米国	EU	韓国	豪州	インド ネシア	タイ	加	マレイ シア	フィリ ピン	インド
平 均 関税率 (%)	前	3.8	5.4	5.7	18.0	20.0	20.4	37.3	9.0	10.2	23.9	72.2
	後	1.5	3.5	3.6	8.3	12.2	36.9	28.0	4.8	9.1	24.6	32.4
譲許率 (%)	前	98	99	100	24	36	30	12	100	2	9	12
	後	100	100	100	89	96	92	70	100	79	66	68

- (注) 1. 日本の数字については通産省推計（石油（Petroleum）、林・水産物を除く。林・水産物を含む場合の数字は1.7%。）
2. その他の国についてはガット事務局の計算による（石油（Petroleum）は除く）。
3. 平均関税率は貿易加重平均により算出したもの。

$$\text{平均関税率} = \frac{\text{譲許品目の関税額の総和} \div \text{譲許品目の輸入額の総和} \times 100}{(\text{譲許品目の関税額} \div \text{譲許品目輸入額} \times \text{譲許税率})}$$
4. 譲許率（バインド率）は貿易加重平均により算出したもの。

$$\text{譲許率} = \frac{\text{譲許品目輸入額の総和} \div \text{全輸入額} \times 100}{\text{譲許品目輸入額の総和} \div \text{全輸入額} \times 100}$$
5. 「前」、「後」はウルグアイ・ラウンド合意実施前、実施後の税率を示す。

(4) 後発開発途上国（LDC）への配慮措置

1996年6月のリヨンサミットにおいて、ルジェロ WTO 事務局長（当時）が LDC（後発開発途上国）向け関税撤廃構想を提唱したことを契機として、その後の累次のサミット等において、LDC に向け市場アクセス改善の可能な方策を検討する旨の宣言が行われている。

このような背景を踏まえて、1999年12月の WTO 第3回閣僚会議において、LDC からの輸入について無関税・無枠の特恵待遇を実質的に全ての産品に供与し、実施するとの提案がなされたが合意には至らなかった。

しかし、2000年2月、ムーア事務局長が新ラウンド立ち上げに向けた途上国との信頼醸成措置として本件イニシアティブを提唱。UNCTAD において、小渕首相（当時）が本イニシアティブを主要国の参加を得て推進すると表明。同年3月末には日本・EU・米国・カナダの四極の間で「先進国は、自国の特恵措置に基づき国内上の要件及び国際上の協定に準拠して、LDC を原産とす

る実質的に全ての産品に対して無税無枠の措置を与えることにより LDC に対して優遇されたマーケット・アクセスを供与する」ことで合意した。

この四極の合意をベースに、2000 年 5 月の WTO 一般理事会で本イニシアティブが発表され、チリ、チェッコ、ハンガリー、アイスランド、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、スロヴェニア、スイスが参加を表明し、また、2000 年 6 月の APEC 貿易担当大臣会合の議長声明でも、本イニシアティブに未参加の APEC エコノミーに対し、自主的に本イニシアティブに参加するよう促すことが盛り込まれ、香港、豪州、シンガポールが本イニシアティブへの参加を確認した。

さらには、2001 年 5 月に開催された第 3 回国連 LDC 会議において、「LDC 産品の全ての品目について無税無枠の措置を講じるという目標に向けて改善の作業を行う」旨のブラッセル宣言及び行動計画が採択され、同年 7 月のジェノバサミット・G8 コミュニケ及び WTO 閣僚宣言において当該宣言内容が再確認された。

2002 年 6 月末にカナダで開催された G8 カナナスキスサミットのアフリカ行動計画、8 月末から南アフリカで開催された WSSD（持続可能な開発に関する世界首脳会議）の世界実施文書においてもブラッセル宣言のスタンスが確認された。

我が国においては、2002 年 12 月に関税・外国為替等審議会において 2003 年度関税改正に関する答申が出された。特に特惠関税制度については、上記国連 LDC 会議やサミット等における議論を踏まえ、LDC への一層の支援を図るため、農水産品につき LDC に対する無税品目を大幅に拡大する（農水産品 198 品目を追加）。この拡大により、ほぼ 100 % LDC に対して無税となっている鉱工業品と合わせ、LDC からの輸入額の 93 %について無税無枠のアクセス供与が達成されることとなる。